

# 袋井市既存建築物耐震性向上事業費補助金交付要綱

平成17年4月1日

告示第21号

## (趣旨)

第1条 市長は、地震発生時における既存建築物の倒壊等による災害を防止するため、プロジェクト「TOUKAI 0」総合支援事業費補助金交付要綱(平成18年住安第2号静岡県都市住宅部長通知)に基づき既存建築物耐震性向上事業を実施する当該建築物の所有者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、袋井市補助金等交付規則(平成17年袋井市規則第47号)及びこの告示の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この告示において「既存建築物耐震性向上事業」とは、静岡県地震対策推進条例(平成8年静岡県条例第1号。以下「条例」という。)第15条第1項の既存建築物(国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。以下同じ。)について、耐震診断(木造住宅にあっては、補強計画の作成を含む。以下同じ。)を実施する事業をいう。

## (補助対象事業の採択条件)

第3条 補助対象事業は、条例に基づき、地震発生時における既存建築物の倒壊等による災害を防止することを目的として、前条に規定する対象建築物について耐震診断を行う事業とする。なお、耐震診断は、静岡県が実施した各種構造の耐震診断講習会を受講終了した者又はそれらの者と同等の知識を有する者が行うものとする。

## (補助の対象者)

第4条 前条の事業に対する補助を受けることのできる者は、市内に第2条に規定する対象建築物を所有するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第1に掲げる額とし、200万円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助を受けようとする者は、既存建築物耐震性向上事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 耐震診断実施建築物の付近見取図(原則として、縮尺2,500分の1以上の地図)
- (3) 耐震診断実施建築物の配置図及び平面図
- (4) 耐震診断経費の見積書の写し

(交付の条件)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の収支に関する帳簿を整え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(補助事業の変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者が当該補助対象事業について、次に掲げるいずれかの変更又は中止若しくは廃止をしようとするときは、既存建築物耐震性向上事業計画変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)により、あらかじめ市長に申請しなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更
- (2) 事業費の変更

2 市長は、前項による申請が適当であると認めるときは、既存建築物耐震性向上事業計画変更(中止・廃止)承認通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

3 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。

(実績の報告及び検査)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、当該事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書(様式第2号)

(2) 耐震診断結果報告書の写し(木造住宅については補強計画の写しを含む。)

(3) 耐震診断判定書の写し(耐震評定委員会(社団法人静岡県建築士事務所協会内)、SPRC委員会(財団法人日本建築防災協会内)等第三者機関的な委員会に診断結果を諮らなければならない建築物に限る。)

(4) 契約書及び領収書の写し

(補助金の請求)

第10条 補助金の確定通知を受けた者は、当該通知を受領した日から10日以内に請求書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の袋井市既存建築物耐震性向上事業費補助金交付要綱(平成9年袋井市告示第93号)又は浅羽町既存建築物耐震性向上事業費補助金交付要綱(平成15年浅羽町告示第23号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年9月28日告示第142号)

この告示は、公示の日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則(平成21年8月31日告示第54号)

この告示は、平成21年8月31日から施行する。

別表第1(第5条関係)

建物の区分	補助金の交付額
木造住宅	1棟ごとに、当該事業に要する経費と別表第2に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額
自治会公会堂	1棟ごとに、当該事業に要する経費と別表第2で算出した基準額とを比較して、いずれか少ない額
木造住宅以外の建物	1棟ごとに、当該事業に要する経費と別表第2で算出した基準額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内

備考

- 1 「住宅」とは、居住の用に供する部分の床面積の合計が当該建築物全体の床面積の過半を占めるものをいう(集合住宅を含む。)
- 2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

## 別表第2(別表第1関係)

建物区分	延べ面積	既存建築物の図面の有無	基準額
木造住宅	面積区分なし	有	1棟当たり154,000円(わが家の専門家診断実施済みの場合は、144,000円)
		無	1棟当たり269,000円(わが家の専門家診断実施済みの場合は、259,000円)
自治会公会堂及び木造住宅以外の建物	1,000平方メートル以内の部分	図面区分なし	1平方メートル当たり2,000円
	1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以内の部分	図面区分なし	1平方メートル当たり1,500円
	2,000平方メートルを超える部分	図面区分なし	1平方メートル当たり1,000円
	一戸建て住宅	図面区分なし	1平方メートル当たり1,000円

備考 「既存建築物の図面」とは、耐震診断のために必要な建築物の構造が確認できる図面をいう。

様式第 1 号 ( 第 6 条関係 )

既存建築物耐震性向上事業費補助金交付申請書

年 月 日

袋井市長

申請者 住所  
氏名 印  
電話

年度既存建築物耐震性向上事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 金 円

2 事業の目的 地震発生時における既存建築物の倒壊等による災害を未然に防止することを目的とする。

3 事業の概要

様式第2号(第6条、第9条関係)

事業計画書(事業実績書)

- 1 建築物の名称
- 2 所在地
- 3 用途
- 4 種別 住宅型・非住宅型
- 5 構造
- 6 建築年度
- 7 延べ面積
- 8 補助事業に要する経費
- 9 図面有無 有・無
- 10 契約予定日
- 11 完了予定日

様式第3号(第8条関係)

既存建築物耐震性向上事業計画変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日

袋井市長

申請者 住所  
氏名 印  
電話

年 月 日付け袋井市指令防第 号により補助金の交付の決定を受けた  
既存建築物耐震性向上事業の計画を次のとおり変更(中止・廃止)したいので、承認される  
よう申請します。

1 計画変更の理由

2 計画変更の内容

様式第4号(第12条関係)

事業実績報告書

年 月 日

袋井市長

補助事業者 住所

氏名又は名称

印

年 月 日付け袋井市指令防第 号により交付決定通知を受けた既存建築物耐震性向上事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

添付書類

様式第6号(第15条関係)

請求書

年 月 日

袋井市長

補助事業者 住所

氏名又は名称

印

年 月 日付け袋防第 号により交付確定通知を受けた既存建築物耐震性向上事業費補助金を次のとおり請求します。

請求金額 円

振込先

金融機関名	_____ 支店名 _____
フリガナ 口座名義	
口座番号	普通・当座 _____